

埼玉県訓令第十号

訓令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広聴広報課の項の次に次のように加える。

福祉課	虐待通報等の業務に従事する職員	1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び土曜日	上に同じ。
-----	-----------------	-----------------------------------------------------	-------	----------	-------

別表医療人材課の項勤務時間の欄中「1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分」を「上に同じ。」に改め、同項週休日の欄中「上に同じ」を「4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。